（案）

電　力　需　給　契　約　書

（地方自治法第234条の３の規定による長期継続契約）

豊後高田市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、豊後高田市高田庁舎ほか全24施設（以下「豊後高田市施設」という。）で使用する電気の供給について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（契約の内容）

第２条　乙は、別紙電力需給仕様書に基づき甲が豊後高田市施設で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約単価）

第３条　契約単価は、別紙電力需給契約単価表（以下「単価表」という。）のとおりとする。

２　契約後において、乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上これを改定することができる。

（電力需給期間）

第４条　電力需給期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第７条　甲が豊後高田市施設で使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、電気の使用状況によって予定使用電力量より増加又は減少することができる。

（契約電力の変更）

第８条　供給開始後の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。ただし、仕様書別紙に定める各施設の最大需要電力が500kw以上となる場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

（電気料金の算定期間）

第９条　電気料金の算定期間は、原則として、毎月初日から当該月末日までの期間とする。

（使用電力量の計量）

第10条　受注者は、各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者（以下、一般送配電事業者）から毎月１日午前０時に計量器に記録された値を受領しその値により算定した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を確認しなければならない。

２　電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとし、算定した使用電力量を翌月初めに甲に通知しなければならない。

（電気料金の支払）

第11条　乙は、前条の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを翌月10日までに請求しなければならない。

２　前項に規定する電気料金は、基本料金（単価）に契約電力を乗じて得た額と電力量料金（単価）に当該月における使用電力量を乗じて得た額を加算した額（１円未満の端数は切り捨てる。）とし、燃料調整費等は九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。

３　甲は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。ただし、受注者の供給条件に「支払期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

ただし、支払いの方法は口座引落を基本とする。

４　甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払いが遅れた場合は、乙は、当該電気料金につき、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

５　請求は、乙が施設ごとに内訳を記した請求書を作成し、次の送付先に送付するものとする。

（案）

請求書の送付先　〒879-0692　豊後高田市是永町39番地３
豊後高田市会計課
ただし、真玉体育センターについては、次の送付先に送付することとする。
請求書の送付先　〒872-1105　豊後高田市西真玉6636番地
ＮＰＯ法人ぶんごたかだチャレンジクラブ

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１） 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで、電気の供給をする見込みがないと認めたとき。

（２） 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

（３） 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

（４） 正当な理由によりこの契約の解除を申し出たとき。

（５） 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害賠償を請求することができない。

（違約金）

第13条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、当該解除の日から契約期間満了の日までの期間に係る基本料金と単価表の電力量料金単価に当該解除の日から契約期間満了の日までの期間に係る予定使用電力量を乗じて得た額の合計の100分の10に相当する金額を、違約金として乙から徴収するものとする。

（契約の費用）

第14条 本契約の締結に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

（合意管轄）

第15条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補足）

第16条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、豊後高田市契約規則（平成17年豊後高田市規則第44号）、その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（協議）

第17条　この契約書に約定しない事項について九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件または選択供給条件によるほか、必要に応じて発注者並びに受注者が協議のうえ決定する。

（特約事項）

第18条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を削除する。

この契約が成立したことを証するため、この契約書２通を作成し、各自それぞれ１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　豊後高田市是永町39番地３
豊後高田市
豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

乙